

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

障害保健福祉行政における個人番号の紐付けの点検について（依頼）

日頃より、障害保健福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、政府全体で総点検と再発防止を強力的に推進することを目的として、2023年6月21日にデジタル庁にマイナンバー情報総点検本部が設置されました。マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、個人情報とマイナンバーの紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行うこととされています。

については、デジタル庁から連絡があったとおり、各自治体における事務処理の実情と紐付けについての点検対象の抽出を行うこととしましたので、各自治体におかれては、添付の調査票に基づき、7月21日（金）17時までに回答いただくよう、ご理解とご対応をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、この旨を管内市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）に周知していただくとともに、管内市町村の回答をとりまとめて、ご回答をお願いいたします。ただし、自立支援医療については、都道府県において中核市をとりまとめて、管内市町村の回答と合わせてご回答をお願いいたします。

なお、本件については、貴自治体の番号制度主管課と情報共有のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 調査項目

別添のとおり

2. 提出にあたっての留意事項

都道府県におかれましては、都道府県で実施している事務は都道府県としての回答を作成いただくとともに、併せて管内市町村の回答の取りまとめをお願いいたします。

管内市町村の回答をまとめる際には、提出ファイルの「一覧用」シートの2行目をコピー&ペーストして、一覧表を作成ください。

提出に当たっては、都道府県の回答に関する「様式」と「一覧用」のシート及び管内市町村の回答をまとめた一覧表のシートの計3種類を提出していただくようお願いい

たします。

また、管内市町村のとりまとめの作業について、各市町村の順番は順不同で差し支えないため、とりまとめ作業における誤りを防止する観点から、一覧表のシートの「行」の並び替え等を行うことは避けていただくようお願いいたします。

### 3. 回答にあたっての留意事項

調査項目回答シートについては、制度横断的な調査を目的として設計されています。そのため、障害福祉関係の個別制度に照らして回答するにあたり、以下のとおり制度ごとの留意事項を記載していますので、ご確認のうえ、ご回答ください。

#### 障害者手帳情報について

障害者手帳情報の回答に当たっては、①手帳の申請受付時に個人番号を取得し進達を行う市町村と、②市町村から進達された申請書の記載内容をもとに手帳と個人番号と紐付けを行う都道府県とでそれぞれ対応する事務が異なるため、各設問がどの主体のどのような場面を想定しているのかについて補足説明を<別紙1>のとおりまとめたので、ご確認の上ご回答ください。

また、障害者手帳情報については、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」及び「療育手帳」の計3種類のファイルをご提出ください。

なお、「障害者手帳情報と個人番号の紐付けの点検について（依頼）」（令和5年6月20日障発0620第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）にて、別途、各自治体における事務処理の実情と紐付けについての点検等に係るご対応をお願いしております。今般のご依頼と重複する内容もあり、ご負担をおかけすることと存じますが、どちらの依頼もご回答頂きますようお願い申し上げます。

#### 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給情報について

障害者手帳情報と同様に、特別児童扶養手当等情報の回答に当たっては、①手当の申請受付時に個人番号を取得し進達を行う市町村と、②市町村から進達された申請書の記載内容をもとに手当と個人番号と紐付けを行う都道府県とでそれぞれ対応する事務が異なる。そのため、各設問がどの主体のどのような場面を想定しているのかについて補足説明を<別紙2>のとおりまとめたので、ご確認の上ご回答ください。

また、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給情報については、「特別児童扶養手当」及び「障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当」の計2種類のファイルをご提出ください。

#### 自立支援医療（更生/育成/精神通院医療）支給情報について

自立支援医療情報においては、調査票の提出方法等について、<別紙3>をご確認下さい。都道府県及び指定都市の自立支援医療（更生医療）担当者には、下記に記載のある照会先の担当者より、補足のご連絡をいたします。

また、自立支援医療（更生/育成/精神通院医療）支給情報については、「自立支援医療（精神通院医療）支給情報」、「自立支援医療（育成医療）支給情報」及び「自立支援医療（更生医療）支給情報」の計3種類のファイルをご提出ください。

#### 障害支援区分認定情報、障害福祉サービス受給者証情報（療養介護給付情報、施設入所支援情報を含む。）、補装具費支給情報について

これらの情報については、各市町村において、基本的に、いずれも同一の流れ、方法により、マイナンバーとの紐付け等の事務処理を行っているものと想定しておりますが、「障害支援区分認定情報」、「障害福祉サービス受給者証情報（療養介護給付情報、施設

入所支援情報を含む。）」及び「補装具費支給情報」の計3種類のファイルをご提出ください。

○提出先及び照会先

**障害者手帳情報について**

【身体障害者手帳、療育手帳関係】

担当係：障害保健福祉部企画課障害認定係

提出先アドレス：nintei3029@mhlw.go.jp

照会先：03-5253-1111（内線 3029）

【精神障害者保健福祉手帳関係】

担当係：障害保健福祉部精神・障害保健課障害保健係

提出先アドレス：shougai-hoken@mhlw.go.jp

照会先：03-5253-1111（内線 3069）

**特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給情報について**

担当係：障害保健福祉部企画課手当係

提出先アドレス：tokuji@mhlw.go.jp

照会先：03-5253-1111（内線 3020）

**自立支援医療（更生/育成/精神通院医療）支給情報について**

担当係：障害保健福祉部精神・障害保健課自立支援医療係

提出先アドレス：jiritsuiryou@mhlw.go.jp

照会先：03-5253-1111（内線 3057）

※中核市におかれましては、自立支援医療（更生/育成/精神通院医療）支給情報については、都道府県にご提出ください。

**障害支援区分認定情報について**

担当係：障害保健福祉部精神・障害保健課障害支援区分係

提出先アドレス：shougai-kubun@mhlw.go.jp

照会先：03-5253-1111（内線 3026）

**障害福祉サービス受給者証情報（療養介護給付情報、施設入所支援情報を含む。）について**

担当係：障害保健福祉部障害福祉課企画法令係

提出先アドレス：hourei-shougai-aa@mhlw.go.jp

照会先：03-5253-1111（内線 3148）

**補装具費支給情報について**

担当係：障害保健福祉部企画課自立支援振興室障害者支援機器係

提出先アドレス：hosougu@mhlw.go.jp

照会先：03-5253-1111（内線 3071）

以上

## <別紙1> 障害者手帳に係る調査項目の補足説明

Q 1-1. (市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

Q 1-2. (都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

Q 2. マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

⇒障害者手帳情報の個人番号の紐付け業務に関してご回答ください。

紐付け業務を行っている、交付主体である都道府県等(※)が回答ください。もし、一般市において紐付け業務を行っている場合は一般市もご回答ください。

(※) 都道府県等：各種手帳情報の紐付け主体

- ・身体障害者手帳：都道府県、政令市、中核市、権限委譲市
- ・精神障害者保健福祉手帳：都道府県、政令市、権限委譲市
- ・療育手帳：都道府県、政令市、(一部)中核市、権限委譲市

Q 3. 各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

⇒申請の受付は市町村窓口であると認識しております。市町村ごとに回答を頂くとともに、都道府県においては管内市町村へ申請受付受理にあたって求めている内容をご回答ください。

Q 4. 本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

⇒市町村は窓口での代理人等からの申請書の受け付け場面、都道府県は市町村より進達された申請書の受け付け場面を想定してご回答ください。

Q 5. マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。

⇒Q 2と同じく、紐付け業務を行っている、交付主体である都道府県等が回答ください。もし、一般市において紐付け業務を行っている場合は一般市もご回答ください。

Q 6. マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

- ①住基ネットの利用(J-LIS 照会)により確認している。
- ②組織内の住基システム等により確認している。

Q 7. 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致している場合に限る。以下同じ)全部により、住基ネットの利用(J-LIS 照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

Q 7-2. 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

Q 7-3. 【Q 7-2において①と回答した場合】

Q 7-4. 【Q 7-3において①と回答した場合】

Q 8-1. 氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

Q 8-2. 【Q 8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

Q 9. 住基ネットの利用（J-LIS 照会）と情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

⇒Q 6～Q 9は、市町村は窓口での申請書の受け付け場面、都道府県は市町村より進達された申請書を受け付けた場면을想定してご回答ください。

Q 10. 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり、それを国への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

⇒2と同じく、紐付け業務を行っている、交付主体である都道府県等が回答ください。  
もし、一般市において紐付け業務を行っている場合は一般市もご回答ください。

Q 11. マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。

⇒中間サーバーへの登録を ① 当自治体, ② 他の自治体（都道府県）, ③ 他の自治体（市町村）のうち、どこが行っているか回答してください。

## ＜別紙2＞特別児童扶養手当等に係る調査項目の補足説明

Q1-1. (市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

⇒特別児童扶養手当等システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているかご回答ください。

Q1-2. (都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

⇒特別児童扶養手当等システムについて、住基ネットとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているかご回答ください。

Q2. マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

⇒特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当(以下、「手当」という。)の支給情報と個人番号との紐付け業務に関してご回答ください。紐付け業務を行っている、認定主体である都道府県等(※)が回答ください。もし、一般市において紐付け業務を行っている場合は一般市もご回答ください。

(※) 都道府県等：手当支給情報の紐付け主体

- ・特別児童扶養手当：都道府県、指定都市
- ・特別障害者手当：都道府県、市、福祉事務所設置町村
- ・障害児福祉手当：都道府県、市、福祉事務所設置町村
- ・経過的福祉手当：都道府県、市、福祉事務所設置町村

Q3. 各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

⇒各自治体でご判断いただいて回答するものではありませんが、一般的には、手当では認定請求書に個人番号を記載する欄を設けているため、「①求めている」という選択肢の回答になるものと考えています。

Q4. 本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

⇒Q2と同じく、紐付け業務を行っている、認定主体である都道府県等が回答ください。なお、本人以外(事業主等)には、都道府県が市町村から進達された申請書を受け付けた場合も含まれます。また、事業主等には家族は含まれません。

Q 5. マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ（マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類）に基づき、マイナンバーを取得しているか。

⇒Q 2と同じく、紐付け業務を行っている、認定主体である都道府県等が回答ください。もし、一般市において紐付け業務を行っている場合は一般市もご回答ください。

Q 6. マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

①住基ネットの利用（J-LIS 照会）により確認している。

②組織内の住基システム等により確認している。

Q 7. 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所（住民票等の記載内容と完全一致している場合に限る。以下同じ）全部により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

Q 7-2. 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

Q 7-3. 【Q 7-2において①と回答した場合】

Q 7-4. 【Q 7-3において①と回答した場合】

Q 8-1 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

Q 8-2 【Q8-1において①と回答した場合】

別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

Q 9. 住基ネットの利用（J-LIS 照会）と情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

⇒Q 6～Q 9は、市町村は窓口での申請書の受け付け場面を、都道府県は市町村より進達された申請書を受け付けた場面をそれぞれ想定してご回答ください。

なお、Q 9の選択肢②は、①以外の場合であって、どのような理由で紐付け可能と判断したかをシステム上に記録している組織、選択肢③は、①以外の場合であって、どのような理由で紐付け可能と判断したかは記録しておらず、紐付けたことのみを記録している組織が、それぞれ選択することを想定しています。

Q 10. 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり、それを国への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

⇒2と同じく、紐付け業務を行っている、認定主体である都道府県等が回答ください。もし、一般市において紐付け業務を行っている場合は一般市もご回答ください。

Q 1 1. マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。

⇒中間サーバーへの登録を ① 当自治体, ② 他の自治体 (都道府県), ③ 他の自治体 (市町村) のうち、どこが行っているか回答してください。

## <別紙3> 自立支援医療に係る調査項目の補足説明

### <提出方法>

- 本調査は、**都道府県及び指定都市の更生医療担当者にお送りしております**ので、育成医療及び精神通院医療の担当が異なる場合には、それぞれの担当者に転送の上、調査依頼をお願いいたします。  
**都道府県及び指定都市の更生医療担当者におかれては、調査票について、大変お手数ですが、育成医療及び精神通院医療の Excel ファイルも添付の上、合計3種類のファイルをご提出頂くようお願いいたします。**  
**※ 都道府県の各医療担当者は、指定都市以外の、中核市を含む市町村分をとりまとめて頂けますと幸いです。**
  
- 都道府県の提出方法  
更生医療及び育成医療…都道府県の各医療担当者は、市町村（中核市含む）に調査票を転送頂き、市町村に記入頂いた調査票を回収し、とりまとめた上でご提出をお願いいたします。  
精神通院医療…都道府県の精神通院医療担当者にて調査票を記入頂きますようお願いいたします。また、各市町村において、精神通院治療の窓口業務として申請を受け付けていると思いますので、各市町村（中核市含む）の精神通院医療担当者にも調査票を転送頂くようお願いいたします。  
提出に当たっては、都道府県の回答に関する「様式」と「一覧用」のシート及び管内市町村の回答をまとめた一覧表のシートの計3種類を提出していただくようお願いいたします。
  
- 指定都市の提出方法  
各医療担当者にて調査票を記入頂き、更生医療担当者からご提出をお願いいたします。
  
- **調査票の記入者は、「様式」シートを記入頂き、都道府県の担当者においては、各記入者から提出された Excel ファイルの「一覧用」シートの2行目をコピーした医療ごとの一覧表を作成頂き、提出をお願いいたします。**  
(例えば、更生医療の「一覧用」シートの2行目を、育成医療と合わせて一覧表にするのではなく、更生医療であれば更生医療のみを各市町村分とりまとめて、一覧表にしてください。)  
また、都道府県の各医療担当者においては、管内市町村のとりまとめの作業について、各市町村の順番は順不同で差し支えないため、とりまとめ作業における誤りを防止する観点から、一覧表のシートの「行」の並び替え等を行うことは避けていただくようお願いいたします。

## <記入方法>

### ○ 全体の記入に関する留意点

- ・ 精神通院医療の回答に当たっては、①精神通院医療の申請受け付け時に個人番号を取得し進達を行う市町村と、②市町村から進達された申請書の記載内容をもとにマイナポータル閲覧対象事務と個人番号と紐付けを行う都道府県とでそれぞれ対応する事務が異なると認識しておりますので、それぞれの立場に合わせてご回答をお願いします。
- ・ 各質問については、一般的な事務手続きとして、どのように対応しているかを問うものであり、個別に取り扱う必要があるケースの手続きについての質問ではございません。（市町村において、Q1を①で回答する場合、調査票に記載のある通り、Q2以降は住登外者等に対する調査となりますので、ご注意ください）
- ・ 本件については、各自治体の番号制度主管課と調整の上、ご回答ください。

Q1-1. 当該団体の住民（住民基本台帳に記載されている者）について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

Q1-2. 当該団体の住民（都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者）について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

Q2. マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

⇒「マイナポータル閲覧対象事務」とは、自立支援医療制度では、「支給開始年月」「支給終了年月」を指します。

精神通院医療においては、都道府県がご回答ください。市町村が紐付け業務を行っている場合は、市町村もご回答ください。

Q3. 各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

Q4. 本人以外（事業主等）からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか

⇒「本人以外（事業者等）」とは、法令等により申請者から得たマイナンバーを確認する責任が課せられている事業主等を想定しているものであり、家族は含みません。精神通院医療は、市町村は窓口での申請書の受け付け場面、都道府県は市町村より進達された申請書の受け付け場面を想定してご回答ください。

Q 5. マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ（マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類）に基づき、マイナンバーを取得しているか。

⇒Q 2と同様、精神通院医療においては、都道府県がご回答ください。精神通院医療において、市町村が紐付け業務を行っている場合は、市町村もご回答ください。

Q 6. マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

Q 7-1. 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所（住民票等の記載内容と完全一致している場合に限る。以下同じ）全部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

Q 7-2. 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

Q 7-3. 【Q 7-2において①と回答した場合】氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。

Q 7-4. 【Q 7-3において①と回答した場合】その情報はどれか。

Q 8-1. 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

Q 8-2. 【Q8-1において①と回答した場合】別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

Q 9. マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用（J-LIS照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

⇒Q 6～Q 9は、精神通院医療においては、市町村は窓口での申請書の受け付け場面、都道府県は市町村より進達された申請書の受け付け場面を想定してご回答ください。

Q 10. 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり（各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。）、それを国（制度所管庁）への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

⇒Q 2と同様、精神通院医療においては、都道府県がご回答ください。精神通院医療において、市町村が紐付け業務を行っている場合は、市町村もご回答ください。

Q 1 1. マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。

⇒中間サーバーへの登録を ① 当自治体, ② 他の自治体 (都道府県), ③ 他の自治体 (市町村) のうち、どこが行っているか回答してください。

## ＜別紙 4＞障害支援区分認定情報に係る調査項目の補足説明

1-1 (市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの住民連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

⇒市町村における障害支援区分認定情報の取扱いに関し、上記に該当するかどうかご回答ください。

1-2 (都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

※ 一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。

2 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

⇒市町村における障害支援区分認定情報の取扱いに関し、マニュアルの策定状況をご回答ください。

3 各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

4 本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

5 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。

6 マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

7 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

7-2 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

7-3 【Q7-2において①と回答した場合】氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。

7-4 【Q7-3において①と回答した場合】その情報はどれか。

8-1 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

8-2 【Q8-1において①と回答した場合】別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

⇒「3」から「8-2」までは、「障害福祉サービス受給者証情報」及び「補装具費支給情報」と共通した回答になるものと想定しています。その場合は、「障害福祉サービス受給者証情報」等と同一の回答内容を選択してください。

(仮に、「3」から「8-2」までに関して障害支援区分認定情報では独自の取扱いをされている場合、該当する項目を選択してください。)

9 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

10 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

11 マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。

⇒「9」から「11」は、市町村における障害支援区分認定情報の取扱いに関し、ご回答ください。

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目

Q1-1【市町村問】当該団体の住民（住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している（Q2 以降は上記以外の者（住登外者等）に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

Q1-2【都道府県問】当該団体の住民（都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携（※）によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している（Q2 以降は上記以外の者に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。

Q2 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。
- ③ 定める予定である（ 年 月）。
- ④ 定めていないが、制度所管省庁の紐付け業務に関するマニュアル・ガイドライン（事務処理要領）等がある。

※ 以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。

Q3 各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

- ① 求めている。
- ② 求めていない。（Q6 へ）

Q4 本人以外（事業主等）からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

- ① 事業主等から提出された場合でも、J-LIS 照会等によりマイナンバーを確認している又は本人から提出されたマイナンバーを事業主等が確認書類により確認している。
- ② 確認していない（事業主等がマイナンバーを確認書類による確認を求めていない場合も含む。）。
- ③ 本人以外（事業主等）からの届出は無い。

Q5 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の

行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ（マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類）に基づき、マイナンバーを取得しているか。

- ① 必ず上記方法により取得しており、確認書類が揃わないこと等によりマイナンバーを取得できない場合は紐付けない。(Q10へ)
- ② ①以外の方法により取得している。

Q6 マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

- ① 住基ネットの利用（J-LIS 照会）により確認している。
- ② 組織内の住基システム等により確認している。

Q7-1 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所（住民票等の記載内容と完全一致（※）している場合に限る。以下同じ。）全部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

（※）住所表記のゆれ（例：5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3）は完全一致とみなす。

- ① 取得している。
- ② 取得していない。

Q7-2 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

- ① 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報によりマイナンバーを取得している。
- ② 紐付けを行わない。(Q9へ)

Q7-3 【Q7-2において①と回答した場合】氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。

Q7-4 【Q7-3において①と回答した場合】その情報はどれか。（該当箇所全て選択）

- ① 漢字氏名
- ② カナ氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所

Q8-1 氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

- ① 組織で定めた別途の方法（※）に基づき対応している。  
（別途の方法の概要（マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等）を記載のうえ補足資料があれば提出をお願いします。）
- ② 具体的に定めた方法はなく、担当者に事実上任されている。(Q9へ)
- ③ 紐付けを行わない。(Q9へ)

(※)「別途の方法」の例

例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4 情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4 情報全てにより特定

例2 住所として表示された場所にマイナンバーを照会する文書を送付し、マイナンバーを確認 等

Q8-2【Q8-1 において①と回答した場合】別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

- ① 必ず別途の方法で、本人として特定できた者に限り紐付けしている（特定できなかった場合については紐付けしていない）。
- ② 別途の方法で、本人として特定できなかった者についても紐付けを行っている場合もある。

Q9 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

- ① 複数職員で確認している。
- ② 上記以外の場合であって、システム上、承認する理由を記載させるなど記録が残るようにしている。
- ③ ①以外の場合であって、完全一致していないが、紐付けたことを記録として残している。
- ④ 特に記録を残したり、別の職員が確認したりしていない。

Q10 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり（各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。）、それを国（制度所管庁）への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

- ① 事例はない。
- ② 事例はある。原因も特定されており、改善されている（概要を添付してください。）。
- ③ 事例はある。原因も特定されているが、改善されていない（概要を添付してください。）。
- ④ 事例はある。原因が特定されず、改善されていない（概要を添付してください。）。

Q11 マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。

- ① 当自治体
- ② 他の自治体（都道府県）
- ③ 他の自治体（市町村）

# マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

## 回答者情報

制度等	福祉・介護(障害保健福祉)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性	身体障害者手帳	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

## 調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
11	マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。	

# マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

## 回答者情報

制度等	福祉・介護(障害保健福祉)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性	精神障害者保健福祉手帳	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

## 調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
11	マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。	

# マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

## 回答者情報

制度等	福祉・介護(障害保健福祉)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性	療育手帳	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

## 調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
11	マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。	

# マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

## 回答者情報

制度等	福祉・介護(障害保健福祉)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性	特別児童扶養手当	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

## 調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
11	マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。	

# マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

## 回答者情報

制度等	福祉・介護(障害保健福祉)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

## 調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
11	マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。	

# マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

## 回答者情報

制度等	福祉・介護(障害保健福祉)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性	自立支援医療(精神通院医療)支給情報	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

## 調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
11	マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。	

# マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

## 回答者情報

制度等	福祉・介護(障害保健福祉)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性	自立支援医療(育成医療)支給情報	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

## 調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
11	マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。	

# マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

## 回答者情報

制度等	福祉・介護(障害保健福祉)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性	自立支援医療(更生医療)支給情報	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

## 調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
11	マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。	

# マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

## 回答者情報

制度等	福祉・介護(障害保健福祉)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性	障害支援区分認定情報	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

## 調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
11	マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。	

# マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

## 回答者情報

制度等	福祉・介護(障害保健福祉)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性	障害福祉サービス受給者証情報(療養介護給付情報・施設入所支援情報を含む。)	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

## 調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
11	マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。	

# マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

## 回答者情報

制度等	福祉・介護(障害保健福祉)	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分		◆リストから選択
属性	補装具費支給情報	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名		◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名		◆入力
回答責任者役職		◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名		◆入力
連絡先氏名		◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号		◆入力
メールアドレス		◆入力

情報未入力あり

未回答あり

## 調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
11	マイナポータル閲覧対象事務に関して、貴自治体に居住している申請者に係る情報の中間サーバーへの登録はどこが行っているか。	

各都道府県・政令指定都市マイナンバー制度担当部（局） 宛

デジタル庁 マイナンバー情報総点検本部

## 個人情報とマイナンバー（個人番号）の紐付けに係る実態調査について（共有）

日頃より、マイナンバー制度の適正な運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

マイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、政府全体で総点検と再発防止を強かに推進することを目的として、2023年6月21日にデジタル庁にマイナンバー情報総点検本部が設置されました。マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、個人情報とマイナンバーの紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行うこととしております。まずは、7月中に各制度の現場におけるマイナンバーの紐付け作業の実態把握を行い、その結果を踏まえ、個別データの点検が必要なケースの整理を行う予定です。

つきましては、制度所管省庁から、制度担当部局へ調査表をお送りする予定であることをご承知おきください。追って制度所管省庁が調査表を発出の後、その旨、改めてデジタル庁から貴部局へ再度ご連絡いたします。

なお、都道府県におかれましては、この旨を管内市町村（特別区を含む。指定都市を除く）に周知いただきますようお願いいたします。

また、詳細な記載方法は、制度所管省庁からの通知をご覧くださいと存じますが、記載にあたっての全体的な留意点等について下記に記載いたします。

ご多用のところ恐縮ですが本調査にご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

1. 記載にあたっての留意点

- ・ 調査表の回答においては、回答の選択に迷う場合や一部で対応できていない紐付け事務がある場合には、より紐付け業務について対応できていない選択肢を選択するなど、より慎重な選択肢を選択するようお願いいたします。
- ・ 集計作業の効率化等のため、エクセルの入力規則に従って入力するようお願いいたします。既に組み込んでいる関数などは編集しないようご注意ください。
- ・ 回答いただく際には、紐付け実施機関として責任を持った回答をお願いいたします。

2. これまで把握されている個人情報とマイナンバーの紐付けの誤りの原因（例）

①紐付け実施機関が住基ネットの利用（J-LIS 照会）等により、対象者のマイナンバーを取得する際に住所を含まないカナ氏名及び生年月日のみを用いて照会を行い、マイナンバーを取得していた。

住基ネットの利用（J-LIS 照会）等により同姓同名の情報が出力された場合、カナ氏名及び生年月日に加え、氏名、住所情報等を活用してマイナンバーを特定する必要があるが、十分な確認が行われないうまま、個人情報にマイナンバーが紐付けられていた。

&lt;連絡先&gt;

デジタル庁マイナンバー情報総点検本部

TEL : 03-4477-6775

E-Mail : ██████████  
██████████  
████████████████████